

## 公立学校共済組合神奈川支部（予算）運営審議会 概要

- ・実施日時 平成29年2月23日（木） 13時30分～14時30分
- ・実施場所 シルクセンター 大会議室
- ・出席者 9名

### 1. 会長あいさつ

### 2. 議案の説明

平成29年度 公立学校共済組合神奈川支部 事業計画及び予算（案）について

### 3. 個別説明事項

- ・箱根保養所（ひめしゃら）の経営状況等について
- ・指定都市への県費負担教職員の給与事務等の移管に伴う影響について
- ・特定健診の実施状況について

### 4. 質疑応答

質疑 ① 指定都市への県費負担教職員の移管にあたり、国から県に地方財政措置されていた額が指定都市へ移るとのことだが、事務費負担金の額が県と市町村と指定都市で異なる理由を伺いたい。

回答 ① 指定都市への県費負担教職員の給与負担等の移管を進めている時に、地方公務員等共済組合法第18条により県が行ってきた便宜供与の扱いが課題になった。今まで県が支部の事務を維持するために、事務費負担金以外に県の給与で人的に配置し、支部の運営を支えてきた。しかし、調整を進める中、これまで全額、県に措置されてきた地方財政措置が、平成29年度から義務教育分は指定都市に移ることになった。このため、指定都市には応分の負担をしていただくことになった。

質疑 ② 事務費負担金は、指定都市と指定都市を含む市町村で単価が異なるのか。

回答 ② 横浜市では、義務教育の人数と義務教育以外の教職員人数があり、指定都市は事務費負担金単価が2つに分かれることとなる。

質疑 ③ 相模原は高校を持っていないので、指定都市単価のみとなるのか。

回答 ③ 学校の調理員や用務員、認定子ども園に市費負担教職員がいるため、事務費負担金単価は2つに分かれる。

質疑 ④ 標準報酬制になって、予算ベースで変化は現れているのか。また通勤手当が高い職員は標準報酬月額が上がることについて、厚生年金に合わせこの形になったというのは分かっているが、本部の方で議論がその後持たれているのかを伺いたい。

回答 ④ 本部の運営審議会の記録を見る限りでは、まだ議論はでていない。標準報酬制が導入されてまだ2年目であり、28年、29年度末の平均給与額は43万6千～3千で動いている、手当率制は1.25を掛けているので、標準報酬制になって掛金は若干下がってくるのかと思っているが、5年位見ていく必要があると考える。

### 5. 議案の承認

満場一致で議案のとおり承認された。

### 6. 閉会